

白岡市こども医療費支給に関する条例等の一部を改正する条例 新旧対照表

新	旧
第1条 白岡市こども医療費支給に関する条例の一部改正 (支給の方法) 第5条 略 2・3 略 4 市は、第2項の規定により埼玉県内の医療機関等に支払う額の審査及び支払に関する事務を<u>医療情報基盤・診療報酬審査支払機構</u>及び埼玉県国民健康保険団体連合会に委託することができる。	第1条 白岡市こども医療費支給に関する条例の一部改正 (支給の方法) 第5条 略 2・3 略 4 市は、第2項の規定により埼玉県内の医療機関等に支払う額の審査及び支払に関する事務を<u>社会保険診療報酬支払基金埼玉支部</u>及び埼玉県国民健康保険団体連合会に委託することができる。
第2条 白岡市重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部改正 (支給の方法) 第8条 略 2・3 略 4 市は、第2項の規定により埼玉県内の医療機関等に支払うべき額の審査及び支払に関する事務を<u>医療情報基盤・診療報酬審査支払機構</u>及び埼玉県国民健康保険団体連合会に委託することができる。	第2条 白岡市重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部改正 (支給の方法) 第8条 略 2・3 略 4 市は、第2項の規定により埼玉県内の医療機関等に支払うべき額の審査及び支払に関する事務を<u>社会保険診療報酬支払基金埼玉支部</u>及び埼玉県国民健康保険団体連合会に委託することができる。
第3条 白岡市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部改正 (支給の方法) 第7条 略 2・3 略 4 市は、第2項の規定により埼玉県内の医療機関等に支払うべき額の審査及び支払に関する事務を<u>医療情報基盤・診療報酬審査支払機構</u>及び埼玉県国民健康保険団体連合会に委託することができる。	第3条 白岡市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部改正 (支給の方法) 第7条 略 2・3 略 4 市は、第2項の規定により埼玉県内の医療機関等に支払うべき額の審査及び支払に関する事務を<u>社会保険診療報酬支払基金埼玉支部</u>及び埼玉県国民健康保険団体連合会に委託することができる。